

国際私法学会理事会議事録

日 時:2016 年 6 月 4 日(土曜日)12:10~13:40

場 所:名古屋国際会議場 434 会議室

出席者:河野俊行理事を除く全理事及び両監事。ただし、河野俊行理事からは議長に議決を委任する旨の委任状が提出されている。

I. 審議事項

1. 2015 年度事業報告及び決算

2015 年度事業報告及び決算に関する件につき、理事長及び会計主任から別紙 1 の通り提案があり、満場一致、原案通り承認された。

2. 2016 年度事業計画及び予算

2016 年度事業計画及び予算に関する件につき、理事長及び会計主任から別紙 2 の通り提案があり、満場一致、原案通り承認された。

3. 第 130 回(2017 年度)大会以降の研究企画

第 130 回(2017 年度)大会以降の研究企画に関する件につき、研究企画主任から別紙 3 の諸点が諮られ、報告者の候補については研究企画委員会でしかるべき決定すべきこと、また、公募制の導入については前向きに検討すべきこと、以上の決定がされた。

4. 第 131 回(2018 年度)大会以降の研究大会設営

第 131 回(2018 年度)大会以降の研究大会設営に関する件につき、理事長から、2014 年 9 月 29 日の理事会における 2016 年度及び 2017 年度の 2 年度分の試行として、会議場方式による研究大会設営をするとの決定に基づき、理事長は、神前理事に 2016 年度研究大会設営主任を、岡野理事に 2017 年度同主任をそれぞれ委嘱し、神前研究大会設営主任は、2016 年度研究大会終了までを任期とする研究会大会設営委員会委員として、種村佑介会員及び村上愛会員を、また、2015 年度研究大会準備開始から 2017 年度研究大会終了までを任期とする研究会大会設営委員会委員として、樋爪誠会員及び藤澤尚江会員に委嘱し、さらに、岡野研究大会設営主任は、2016 年度研究大会準備開始から[会議場方式が 2018 年度以降も維持される場合には]2018 年度研究大会終了までを任期とする研究会大会設営委員会委員として、織田有基子会員及び山口敦子会員に委嘱しているところ、2018 年以降の研究大会の設営について以下の通りとしてはどうかとの提案があり、満場一致、原案通り承認された。

(1) 研究大会は 2 日間開催し、6 月上旬から中旬の土曜日及び日曜日を原則とする。

- (2) 研究大会設営は会議場方式による。会議場方式とは、会員の所属大学等を開催校として、その会員が設営を担当する方式ではなく、下記のように構成されるチーム（主任と委員概ね 4 名）が開催場所と関係なく設営を担当する方式をいい、会議場は、大学内のものも含む。
- (3) 2 日間の研究大会の設営のための予算は概ね 30 万円以下とする。
- (4) 研究大会設営主任を常設のものとし、理事の中から理事長がこれを委嘱する。その任期は 1 研究大会分とする。
- (5) 研究大会設営主任を委員長とし、委員を概ね 4 名とする研究会大会設営委員会を設置し、同主任が委員を委嘱する。研究会大会設営委員会の任期は 2 年とし、毎年度、約半数の委員が入れ替わるようにする。
- (6) (4)の研究大会設営主任の委嘱をする理事長及び同主任に就任する理事の任期が研究大会の設営までに終了する場合であっても、理事長による同主任の委嘱は研究大会の概ね 2 年前には行うこととし、同主任がたとえ研究大会開催時に理事でないときにも同主任の地位に影響は及ぼさないこととする。

5. 国際私法年報の編集

国際私法年報の編集に関する件に関する件につき、年報編集主任から説明があり、満場一致承認された。

6. ホームページの運営

ホームページの運営に関する件につき、ホームページ運営主任から説明があり、満場一致承認された。

7. 国際私法学会規約の改正

国際私法学会規約の改正に関する件につき、理事長から、2015 年 6 月 6 日の理事会における「規約改正につき委員会を設け、2015 年度中に改正案をとりまとめ、理事会等の審議を経て、2016 年度又は 2017 年度に開催する総会での採択を予定する。」との決定に基づき、規約改正委員会において作業が進められ、2016 年 4 月はじめに 2016 年度研究大会等の案内を会員に郵送する際、その時点での案として定款案と関連書規則案を印刷物として同封したところ、本日の総会で決定を得るのは拙速であろうと思われるので、2017 年の総会での決定を目指して、以下の手順により作業を進めることとした旨の提案があり、満場一致、原案通り承認された。

- (1) この理事会でのご議論を踏まえ、本日の総会においてその概要を説明し、質疑応答する。
- (2) 本日の理事会・総会でのご意見等を踏まえて、規約改正委員会において必要な加筆・修正をした案を作成し、email による理事会において理事会案をとりまとめる。
- (3) この理事会案を、HP と email とを使って会員にお知らせして、ご意見を伺う。

(4) 会員からのご意見をもとに、規約改正委員会において必要な加筆・修正をした案を作成し email による理事会において審議し、できれば今一度会員の意見を伺う機会を設けた上で、2017 年の総会に、理事会から規約 19 条に基づく規約改正案として提案する。(ちなみに、規約 19 条によれば、「この規約を改正するには、総会において、出席会員の三分の二以上の賛成を得なければならない。」とされている。)

8. 理事・監事改選

理事・監事改選の件につき、理事長から、現在の理事・監事の任期は 2017 年の総会までで終了し、規約 9 条 1 項に関する 1996 年 5 月 13 日付理事会申し合わせによれば、「一 当分の間、理事は 16 名以内、監事は 2 名以内とする。」とされ、1996 年 5 月 13 日付理事会申し合わせによれば、「役員候補者は選任時に満七〇歳未満の者とする」とされ、さらに、規約 9 条 2 項によれば、理事および監事は総会において選任すると規定されているとされているので、2017 年の総会において、理事 16 名以内、監事 2 名以内の選出をする決議をする必要があるところ、それに向けた手続について、1998 年 5 月 11 日の総会で承認された「次期役員の手続・方式について」によれば---

第一に、「現役員に対して、次期役員の候補のアンケートを行い、その結果に基づき、理事長が候補者素案を作成し、その素案を理事会に諮り、理事会が候補者案を決定する」。

第二に、「役員候補者案の作成にあたっては、現員数(18 名)の枠内でこれを行う」。

第三に、「この理事会案を総会に提出し、それに依って総会は、新役員を選出する」。

---とされているものの、当学会のような社団的な団体における役員の選任にあたって個々の会員の意見表明の機会をより多くすることが望ましいと思われる所以、現在規約改正案として検討中の定款案に付属する「国際私法学会理事及び監事選任手続規則」(案)の---

「3 条:任期を満了する理事及び監事に対するアンケート

1. 理事長は、任期を満了する理事及び監事に対して、その任期満了の約半年前に、次期の理事及び監事としての適任者 20 名以内について意見を求めるアンケートを実施し、理事及び監事はこれに対して無記名で回答するものとする。
2. 前項のアンケートは、便宜、任期を満了する理事及び監事であって次期の理事及び監事としても適格のある者を候補者として列記することとともに、これとは別の候補者名の記載もできるような様式で行うことができる。
3. 20 名以上の氏名を記載した回答は無効とする。アンケートの用紙にはこのことを明記しなければならない。
4. 理事長は、理事及び監事からの意見の回収に際して、発信元が秘匿されるように十分に配慮しなければならない。
5. 理事長が第 1 項に定めるアンケートの開票作業を行う際には、少なくとも、監事のいずれか 1 名又は監事が指名する会員 1 名が立ち会うものとする。

第 4 条:会員に対するアンケート

1. 理事長は、前条に従って回収された次期の理事及び監事の候補者名をその得票順に並べたリストを作成してこれを提示しつつ、次期の理事及び監事を選任する総会の

2か月前までに、会員に対して、次期の理事及び監事としての適任者 20名以内について意見を求めるアンケートを実施する。

2. 前項のアンケートの会員への告知は、本会のホームページにおいて、暗証番号等により会員以外からのアクセスを制限して行うものとする。
3. 前項の告知に対する会員からの意見表明は、本会の事務局宛の郵便により行うものとし、その発信元の秘匿は会員の側で行うものとする。
4. 同一の会員による重複した意見表明を回避するため、理事長は会員からの投票に際して一定の条件を課すことができる。
5. 理事長が第 1 項に定めるアンケートの開票作業を行う際には、少なくとも、監事のいずれか 1 名又は監事が指名する会員 1 名が立ち会うものとする。

第 5 条:理事会における次期理事及び監事の候補者案の作成及び総会への提示

1. 理事長は、前条に従って回収された次期の理事及び監事の候補者に関する会員の意見を理事会に報告するとともに、総会に参考案として提示する次期の理事及び監事の候補者リスト案(理事候補者と監事候補者とは区別するものとする。)を提案し、理事会においてその案をもとに審議して、リストを確定するものとする。
2. 理事長は、前項により確定された理事会作成の次期の理事及び監事の候補者リストを総会に参考案として提示し、最終決定を総会の議決に委ねるものとする。」

---との定めを参考として、以上の手続の一部を 2017 年の総会決定までのプロセスに組み込み、上記の 1998 年 5 月 11 日の総会で承認された「次期役員の手続・方式について」を以下の通り修正して、2017 年の理事・監事改選を行うことを「その他」の議事として総会に諮りたい旨の提案があり、満場一致、原案通り承認された(下線部・取消線が 1998 年 5 月 11 日の総会で承認された「次期役員の手續・方式について」の修正部分)。

1. 現役員に対して、次期役員の候補のアンケートを行い、その結果に基づき、理事長が候補者素案を作成し、その素案を理事会に諮り、理事会が候補者案を決定する。
 2. 役員候補者案の作成にあたっては、現員数(18名)の枠内でこれを行う。
- 2 の 2. 理事長は、候補者案を提示しつつ、次期の理事及び監事を選任する総会の 2 か月前までに、会員に対して、次期の理事及び監事としての適任者 18 名以内について意見を求めるアンケートを実施する。
- 2 の 3. 理事長は、会員からの意見を踏まえて必要な修正を加えた候補者案を理事会に諮り、理事会が総会に提出する候補者案を決定する。
3. 理事長は、2 の 3 に定めるこの理事会案を総会に提出し、それに依って総会は、理事及び監事新役員を選出する。。

9. 理事会議事録の承認

理事会議事録の承認の件につき、理事長から、2016 年 1 月 26 日提案され、同年 1 月 28 日に決定された Email による理事会の議事録の承認が提案され、満場一致、原案通り承認された。

10. その他

その他として、理事長から、第1回以降の国際法学会の記録がきれいに整理されて残っているところ、これが散逸しないように、PDFの形式で国際私法学会のホームページに掲載したい旨の提案があり、満場一致、原案通り承認された。

II. 報告事項（確認事項を含む。）

1. 会員の入退会

会員の入退会に関する件につき、理事長から、入会申込書の原本を回覧しつつ、Emailによる理事会決定(2016年1月26日提案・同年1月28日決定)により、メティ・カディル氏(東京大学大学院法学政治学研究科博士課程学生・神前禎会員推薦)の入会を決定済みであり、また、Emailによる理事会(2016年5月7日提案・同年5月10日決定)により、李在眞氏(同志社大学大学院学生・高杉直会員推薦)及び加藤美月氏(上智大学大学院学生・出口耕自会員推薦)の入会を決定済みである旨の報告があり、また、久保田隆会員(早稲田大学教授)より退会の申し出があった旨の報告があった。

また、理事長から、会費滞納による除籍については、なお督促につとめ、しかる後に改めて理事会に諮る旨の報告があった。

2. 第130回(2017年度)研究大会の設営

第130回(2017年度)研究大会の設営に関する件につき、2017年度研究大会設営主任から、2017年6月3日・4日(土・日)に愛知県産業労働センター「WINCあいち」において開催する予定である旨の報告があった。

3. 第131回(2018年度)研究大会設営主任の委嘱

第131回(2018年度)研究大会の設営主任に関する件につき、理事長から、早川慎一郎理事に委嘱した旨の報告があった。

4. 『国際私法年報』の電子ジャーナル化に関する著作権処理

『国際私法年報』の電子ジャーナル化に関する著作権処理に関する件につき、年報編集主任から、理事会の承認のもと、下記(1)から(3)の通り処理する旨の確認ないし報告があつた。

(1) 9号以前の執筆者に対して、著作権規程2条に基づく「利用許諾」を得る。

(2) 10号～12号の執筆者に対して、譲渡して頂いた著作権を返上し、改めて著作権規程2条に基づく「利用許諾」を得る作業を行う。

(3) 13号および14号の執筆者に対しても、同様の「利用許諾」をもらう作業を行う。

5. 傍聴者及び出展

傍聴者及び出展に関する件につき、理事長から報告があった。

以上の通り間違いありません。

2016年7月27日

議事録作成者(理事長): 孟昭文 正人

議事録署名人: 神前 祐

2016年6月4日理事会:別紙1

国際私法学会 2015年度事業報告

国際私法学会理事長・道垣内正人

国際私法学会規約第4条第1号から第5号に定める当学会の事業の順に記載する。

1. 研究者の連絡及び協力の促進

ホームページに掲載する情報の充実を図った。

2. 研究会及び講演会の開催

第128回研究大会を2015年6月6日(土)-6月7日(日)に早稲田大学において開催した。

3. 機関誌その他の図書の刊行

2015年度中に刊行予定であったがやや遅れ、2016年4月に国際私法年報第17号を刊行した。

国際私法年報の第10号から第12号の内容を本学会のホームページに試験的に公開した。

4. 外国の学界との連絡及び協力

2015年6月6日の理事会で締結することが決定され、同日開催の総会においてその報告をした「日韓国際私法学会学術交流協定」を、同年9月22日にソウルにおいて、韓国国際私法学会との間で締結した。また、同日にソウルで開催された「韓日国際私法學會間交流協定締結記念共同學術大會－日本法の視点からみた韓国の国際裁判管轄立法」に本学会の会員数名が参加し、韓国の国際裁判管轄ルールに関する韓国国際私法学会案をもとに、韓国国際私法学会の会員との研究交流が行われた。

5. 前四号に掲げるもののほか、理事会が適当と認めた事項

2015年6月6日の理事会の「規約改正につき委員会を設け、2015年度中に改正案をとりまとめ、理事会等の審議を経て、2016年度又は2017年度に開催する総会での採択を予定する。」との決定に基づき、佐藤やよひ、出口耕自、高杉直、中西康、上村直子、宍戸一樹、竹下啓介、以上の会員と道垣内正人を構成員とする国際私法学会規約改正委員会を設置し、emailによる条文案の審議を行い、理事・監事からの感触聴取も行ったうえで、国際私法学会規約改正案及び関連規則案をとりまとめた。

国際私法学会2015年度決算案（2015年4月1日—2016年3月31日）

2016年06月04日

(単位・円)

収入の部		予算額(α)	決算額(β)	差額(β-α)	備考
I. 会費収入	a	1,315,000	1,226,000	△ 89,000	
普通会員会費	a1	1,295,000	1,206,000	△ 89,000	5,000円×のべ241名+1,000円
団体会員会費	a2	20,000	20,000	0	10,000円×2団体
II. 捐助金	b	0	160,000	160,000	
科賛費	b1	0	0	0	
その他	b2	0	160,000	160,000	早稲田大学より大会補助110,000円、学会補助50,000円
III. 年報売上金	c	306,975	330,855	23,880	2年分。156,975円+173,880円
IV. 雑収入	d	260,577	269,446	8,869	
傍聴料	d1	6,000	5,000	△ 1,000	傍聴料500円×のべ10名
出展料	d2	0	9,000	9,000	出展料3,000円×3
利息・利子	d3	400	1,269	869	普通預金1,171円、定期預金98円
特別会計繰入金	d4	254,177	254,177	0	特別会計の通常会計への繰入。昨年度総会で承認
当期収入合計		1,882,552	1,986,301	103,749	
前期繰越金		12,037,288	12,037,288	0	注1
収入合計(A)		13,919,840	14,023,589	103,749	

支出の部		予算額(α)	決算額(β)	差額(α-β)	備考
I. 研究大会費	p	670,000	350,033	319,967	
会場費	p1	300,000	228,200	71,800	第129回大会(名古屋国際会議場)会場費
印刷・送料等	p2	150,000	71,833	78,167	総会資料送料を含む
開催校補助金	p3	200,000	50,000	150,000	第128回研究大会(早稲田大学)
その他	p4	20,000	0	20,000	
II. 年報費	q	2,291,310	2,711,963	△ 420,653	
制作費	q1	2,091,310	2,595,738	△ 504,428	2年分。1,131,690円+1,464,048円
送料	q2	0	116,225	△ 116,225	2年分。56,605円+59,620円
電子ジャーナル化費用	q3	200,000	0	200,000	2015年度支出なし
英文校閲料	q4	0	0	0	
III. 運営費	r	112,992	70,990	42,002	
送料・搬込手数料	r1	20,000	1,892	18,108	
文具代・印刷費	r2	23,000	0	23,000	
学会費払込料金等	r3	20,000	20,875	△ 875	PayPal支払い手数料含む
ホームページ維持費	r4	34,992	48,223	△ 13,231	2,916円×12ヶ月(従来)+13,231円(新規)
その他	r5	15,000	0	0	
IV. 予備費		50,000	0	50,000	
当期支出合計(B)		3,124,302	3,132,988	△ 8,686	

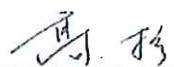
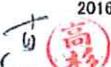
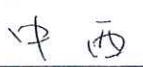
次期繰越金(A-B)	10,785,538	10,880,603	95,065	注2、差額は $\beta - \alpha$
------------	------------	------------	--------	-------------------------

注1: 前期繰越金内訳
 みずほ銀行定期預金 210,695
 みずほ銀行普通預金 2,248,874
 ゆうちょ銀行振替口座 9,577,719

注2: 次期繰越金内訳
 みずほ銀行定期預金 464,970
 みずほ銀行普通預金 10,293,164
 ゆうちょ銀行振替口座 122,760
 PayPal 口座 9,689

上記の收支計算書(通常会計)は正確であることを確認します。

2016年5月22日

国際私法学会 監事  
 国際私法学会 監事  

2016年6月4日理事会:別紙2

国際私法学会 2016年度事業計画

国際私法学会理事長・道垣内正人

国際私法学会規約第4条第1号から第5号に定める当学会の事業の順に記載する。

1. 研究者の連絡及び協力の促進

ホームページ運営委員会においてホームページの事項分類の見直し、配置の再検討を行い、ホームページを更新する。そして、ホームページに掲載する情報のさらなる充実をはかる。

2. 研究会及び講演会の開催

第129回研究大会を2016年6月4日(土)-6月5日(日)に名古屋国際会議場において開催する。その詳細は、同大会プログラム・総会・報告要旨を記載した冊子参照。なお、この研究大会は、開催校方式ではなく、新たに設置した研究大会設営主任(2016年度は神前主任)、同主任を委員長とする研究大会設営委員会によるものである。

3. 機関誌その他の図書の刊行

2016年3月末までに国際私法年報第18号を刊行する。

国際私法年報の電子ジャーナル化を推し進める。

4. 外国の学界との連絡及び協力

韓国の国際私法学会との間で締結した「日韓国際私法学会学術交流協定」その他に基づく研究交流の可能性を検討する。

5. 前四号に掲げるもののほか、理事会が適当と認めた事項

規約改正委員会による国際私法学会規約改正案及び関連規則案について会員への情報提供、意見募集を行い、理事会等の審議を経て、2017年度に開催する総会での採択を目指す。

国際私法学会2016年度予算案(2016年4月1日-2017年3月31日)

2016年06月04日

(単位・円)

収入の部		本年度予算額 (α)	前年度予算額 (β)	前年度決算額	差額($\alpha - \beta$)	備考
I. 会費収入	a	1,315,000	1,315,000	1,226,000	0	
普通会員会費	a1	1,295,000	1,295,000	1,206,000	0	
団体会員会費	a2	20,000	20,000	20,000	0	10,000円×2団体
II. 補助金	b	50,000	0	160,000	50,000	
科研費	b1	0	0	0	0	
その他	b2	50,000	0	160,000	50,000	早稲田大学より学会補助50,000円
III. 年報売上金	c	150,000	306,975	330,855	△ 156,975	昨年度は2年分
IV. 雑収入	d	14,000	260,577	269,446	△ 246,577	
傍聴料	d1	5,000	6,000	5,000	△ 1,000	傍聴料500円×10名
出展料	d2	9,000	0	9,000	9,000	出展料3,000円×3社
利息・利子	d3	0	400	1,269	△ 400	
特別会計繰入金	d4	0	254,177	254,177	△ 254,177	2015年度に繰入完了
当期収入合計		1,529,000	1,882,552	1,986,301	△ 353,552	
前期繰越金		10,890,603	12,037,288	12,037,288	△ 1,146,685	
収入合計(A)		12,419,603	13,919,840	14,023,589	△ 1,500,237	

支出の部		本年度予算額 (α)	前年度予算額 (β)	前年度決算額	差額($\alpha - \beta$)	備考
I. 研究大会費	p	450,000	670,000	350,033	△ 220,000	
会場費	p1	325,000	300,000	228,200	25,000	第130回大会会場費、129回大会備品使用費
印刷・送料等	p2	105,000	150,000	71,833	△ 45,000	国際私法学会規約改正案等の印刷費を含む
開催校補助金	p3	0	200,000	50,000	△ 200,000	
その他	p4	20,000	20,000	0	0	
II. 年報費	q	1,250,000	2,291,310	2,711,963	△ 1,041,310	
制作費	q1	1,000,000	2,091,310	2,595,738	△ 1,091,310	昨年度は2年分
送料	q2	50,000	0	116,225	50,000	昨年度は2年分。上記q1と別項目とした
電子ジャーナル化費用	q3	200,000	200,000	0	0	国際私法年報の電子ジャーナル化・概算
英文校閲料	q4	0	0	0	0	
III. 運営費	r	80,000	112,992	70,990	△ 32,002	
送料・振込手数料	r1	10,000	20,000	1,892	△ 10,000	
文具代・印刷費	r2	10,000	23,000	0	△ 13,000	
学会費払込料金等	r3	25,000	20,000	20,875	5,000	PayPal支払手数料含む。
ホームページ維持費	r4	19,800	34,992	48,223	△ 15,192	年額基本料金及び汎用JP指定事業者変更費
その他	r5	15,200	15,000	0	200	
IV. 予備費		50,000	50,000	0	0	
当期支出合計(B)		1,830,000	3,124,302	3,132,986	△ 1,294,302	

次期繰越金(A-B)	10,589,603	10,795,538	10,890,603	△ 205,935	前年度予算額との比較
				△ 301,000	(前年度決算額との比較)

研究企画委員会報告（中野）

1 平成29年度国際私法学会（第130回大会）

- 目時・場所： 2017(平成29)年6月3日(土)・4日(日)
愛知県産業労働センター「WINCあいち」

■ プログラム構成：

2017年6月3日(土) 午前の部 個別報告2本、午後の部 個別報告3本
6月4日(日) 午前の部 個別報告2本、午後の部（統一テーマ）4セッション
＊ 第1日目に理事会、総会、懇親会を開催する。

■ 個別報告・担当者候補：

研究企画委員会において検討中。

■ 統一テーマ候補：

「国際扶養に関する諸問題」（コーディネイター：早川眞一郎会員）
(予備の候補として「仲裁と国際私法」、「紛争解決手続の多様性と法の適用」)

2 報告公募制の導入について

公募制導入の是非につき、委員会内部、2015年度理事会で下記2案が対立。

(賛成案)

- ・研究企画委員とつながりを欠く会員の報告機会を公平に確保する。
- ・会員の自発性の尊重、報告者選定過程の透明化につながる。
- ・仮に導入する場合、応募資格を会員に限り、個別報告の一部を公募にあてる。7月末頃を募集締切とし、9月頃に報告者を決定する。公募報告後、5年程度は応募資格を認めない。年報への掲載は査読のうえ年報編集委員会で判断する。

(反対案)

- ・学会規模に鑑み、研究企画委員が会員の状況を把握できないという問題は生じていない。
- ・現状でも査読等に多大のコストを要しており、公募審査でさらにコストが増大する。
- ・応募の有無が決まるまで個別報告者の一部に依頼できず、準備に支障が生じる。
- ・公募制を導入した学会では応募数確保の困難、報告の質の低下、審査の困難や報告者の偏りといった問題が生じている。